

平成十八年五月二十五日提出
質問第二七六号

北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問主意書

一 平成十八年五月十九日から二十二日に行われた四島交流の枠組みにおける色丹島への訪問団が使用した船舶の船籍国を明らかにされたい。

二 北方四島との交流に用いられる船舶は国内航路、国際航路のいずれを航行していると政府は認識しているか。

三 平成十八年五月十九日から二十二日に行われた四島交流の枠組みにおける色丹島への訪問団が使用した船舶内において酒類が販売されていたと承知するが、右酒類には日本国内でかかるのと同様の課税がなされていたか。なされていなかったとするならば、どの課税が免除されていたか。

四 三における課税の免除がされていたとするならば、それは北方四島が我が国固有の領土であるとする政府の基本的立場と矛盾しないか。

右質問する。